

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
◎高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定 (雇用労働政策課)	1
○平成23年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (建設管理課)	1
○基本測量の終了の通知 (2件) (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2件) (")	3
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定 (")	3
◎告示 (高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定)の一部改正 (都市計画課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (公園下水道課)	4
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	4
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○市町村営土地改良事業の変更の同意 (2件) (")	5
高知県公営企業局管理規程	
◎病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・7揭示)	6
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	6

◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (") 6

高知県収用委員会公告
○公示による送達 (3・16揭示) 6

告 示

高知県告示第160号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年3月24日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

深浦加入区

高知県告示第161号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により平成19年3月高知県告示第204号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成23年3月24日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

深浦加入区

高知県告示第162号

高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例 (平成22年高知県条例第50号) 第18条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立地域職業訓練センター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市布師田3992番地4
高知県職業能力開発協会
- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

高知県告示第163号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定に基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に高知県が発注する建設工事 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。) の契

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札 (以下「一般競争入札」という。) に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査 (建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。) をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿 (以下「資格者登録名簿」という。) への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。
 - ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
 - イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税又は区市町村税を滞納している者
 - ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
 - エ 破産者で復権を得ないもの
 - オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。
 - ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
 - イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合
 - ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合
 - エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
 - オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した (会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。) 場合
 - カ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法

律第185号)に基づく協業組合を設立した場合

(3) (2)のエイはオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

2 資格審査の申請の方法
資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類(以下「添付書類」という。)を知事に提出しなければならない。

3 申請書等に使用する言語
申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 申請書の変更の届出
申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届(様式は、任意とする。)を直ちに知事に提出しなければならない。

(1) 営業所の名称又は所在地
(2) 商号又は名称
(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

5 資格の取消し
知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからオまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
(3) その資格を辞退したとき。

6 資格の再審査
次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行った者
(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てを行った者

7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続

(1) 資格の有効期間
資格者登録名簿に登録された日から平成24年3月31日までとする。

(2) 資格の有効期間の更新手続
(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成24年3月中に平成24年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

8 その他
平成16年8月高知県告示第543号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱)、平成17年7月高知県告示第538号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成18年8月高知県告示第556号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成19年8月高知県告示第492号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)及び平成22年9月高知県告示第522号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)若しくは平成18年12月高知県告示第771号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱)及び平成19年11月高知県告示第727号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成22年3月高知県告示第119号(平成22年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成24年3月31日までとする。

高知県告示第164号
国土交通省国土地理院長から平成22年8月高知県告示第516号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成23年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成23年3月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第165号
国土交通省国土地理院長から平成22年10月高知県告示第564号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成23年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成23年3月25日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字ケヤコサコ丙930番から高岡郡津野町芳生野字東屋式丙907番まで	前	23.2 } 38.6	280
	後	23.2 } 88.2	280

高知県告示第167号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下田ノ口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町田野浦字ヤリガサヤ83番1から幡多郡黒潮町田野浦字向山東側199番1まで	前	4.1 } 22.4	230
		幡多郡黒潮町田野浦字ヤリガサヤ83番1から	

幡多郡黒潮町田野浦 字向山東側198番1 まで	後		21.6	
幡多郡黒潮町田野浦 字ヤリガサヤ83番1 から		B	7.0	200
幡多郡黒潮町田野浦 字向山東側199番1 まで			23.6	

高知県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽尾琴浜
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡芸西村和食字 西入野甲2923番1地 先から	前	14.0	69
		16.0	
安芸郡芸西村和食字 西入野甲2923番8地 先まで	後	12.0	69
		13.5	

高知県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日
-------------	-----	---------

	(メートル)	
高岡郡津野町芳生野字ケヤ コサコ丙930番から 高岡郡津野町芳生野字東屋 式丙907番まで	280	平成23年3月25日

高知県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十和吉野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町十川字松ノ コエ270番17から 高岡郡四万十町十和川口字 一ノ瀬555番4まで	351	平成23年3月29日

高知県告示第171号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号の規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道南国インター	南国市里改田字城ノ西1799番1から 南国市浜改田字姥喰1674番1まで

- 2 指定する期日
平成23年4月1日

高知県告示第172号

平成8年7月高知県告示第495号（高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

1の表中

第12号 第13号 第22号	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、浦戸東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
第13号 第22号	四国横断自動車道（予定地を含む。）及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域（当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。）で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

を

第13号	四国横断自動車道から側方へ100メートル以内の区域（当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。）で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路か

	ら側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線から側方へ100メートル以内の区域で、香南やすインターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
第13号 第22号	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、浦戸東部道路の予定地及び当該予定地から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

に改める。
2の表中

第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから平田インターチェンジまでの区間

	（展望可能なものに限る。）
	条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
第7号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから平田インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線から側方へ500メートル以内の区域で、香南やすインターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	条例第5条第6号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

に改める。

高知県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称

高知市
2 都市計画事業の種類及び名称 平成3年11月高知県告示第559号高知広域都市計画公園事業（3・3・10号沖田公園）
3 事業施行期間 平成3年11月22日から平成29年3月31日まで
4 事業地 (1) 収用の部分 高知市朝倉字榊甲地内において事業地を変更する。 (2) 使用の部分 なし
高知県告示第174号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。 平成23年3月25日 高知県知事 尾崎 正直
1 施行者の名称 高知市
2 都市計画事業の種類及び名称 平成4年4月高知県告示第201号高知広域都市計画公園事業（3・3・14号初月公園）
3 事業施行期間 平成4年4月1日から平成26年3月31日まで
4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし
----- 公 告 -----
平成23年3月10日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり協議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。 平成23年3月10日（揭示済） 高知県知事 尾崎 正直
1 事件 (1) 賃金要求について (2) 増員要求について (3) 諸手当要求について (4) その他の要求について
2 日時 平成23年3月21日午前零時以降、本問題の要求解決に至るま

での期間

3 場所

厚生年金高知りハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病者のための保安要員は配慮する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日下、加茂土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所

(退任)

理事 北添 貴雄 高岡郡日高村岩目地1182-1

(就任)

理事 川瀬 健 高岡郡日高村岩目地 179

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十市の行う土地改良事業（西土佐中央地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画の変更について平成23年3月11日に同意した。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十市の行う土地改良事業（西土佐中央地区中山間地域総合整備事業（用水路））の計画の変更について平成23年3月11日に同意した。

平成23年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

公営企業局管理規程

病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月25日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第7号

病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

病院事業に従事する企業職員被服貸与規程（平成19年高知県企業局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「病院事業」を「高知県公営企業局病院事業」に改める。

第1条中「に対し、」を「に対する職務の遂行上必要な」に、「を貸与すること」を「の貸与及びその管理」に改める。

第2条の見出し中「被服の」を削る。

第3条第1項中「、貸与する」を「並びに貸与する」に、「別表の」を「別表に定める」に改め、同条第2項中「、被服」を「、当該被服」に、「の満了した」を「が満了した」に、「別表に掲げる被服」を「当該被服」に、「当初」を「当該引き続いて貸与した被服を当初に」に改め、同条第3項中「貸与を」を「第1項の規定にかかわらず、貸与を」に、「別表に掲げる被服に限り、同表に定める」を「当該被服の」に改め、同条第4項中「貸与期間が」を「貸与した被服の貸与期間が」に、「の満了に係る」を「が満了した」に改める。

第4条の見出しを「（貸与状況の管理）」に改め、同条中「の貸与をする」を「を貸与する」に、「により」を「に記載し、被服の貸与の状況について」に改める。

第6条の見出しを「（着用義務）」に改め、同条中「勤務時間中（外出の場合を除く。）これを着用するものとする」を「その業務に従事するときは、原則として当該被服を着用しなければならない」に改める。

第7条の見出しを「（管理責任）」に改め、同条中「、被服」を「、当該被服」に改める。

第8条中「による」を「に帰すべき」に、「貸与を受けた被服」を「当該被服」に、「これを」を「その損害を」に改める。

第9条中「職員が」を「職員は、」に、「場合は」を「ときは」に、「貸与を受けた被服」を「当該被服」に改める。

別表中

被服を貸与する職員の範囲	貸与する被服の品目
--------------	-----------

を

職員の範囲	品目
-------	----

に、

看護	病院に勤務する	予防衣	2着	2年
----	---------	-----	----	----

助手	職員（芸陽病院に勤務する職員を除く。）	看護衣（夏）（又は看護上衣（夏）及びズボン）	2着	2年
		看護衣（冬）（又は看護上衣（冬）及びズボン）	2着	2年
		靴下	40足	1年
		作業帽	2個	2年
	芸陽病院に勤務する職員	看護上衣（夏）	2着	2年
		看護上衣（冬）	2着	2年
ズボン		4着	3年	
靴下		40足	1年	
看護靴		2足	1年	
作業上衣		1着	3年	

を

看護助手	病院に勤務する職員（芸陽病院に勤務する職員を除く。）	予防衣	2着	2年
		看護衣（夏）（又は看護上衣（夏）及びズボン）	2着	2年
		看護衣（冬）（又は看護上衣（冬）及びズボン）	2着	2年
		靴下	40足	1年
	作業帽	2個	2年	
	芸陽病院に勤務する職員	看護上衣（夏）	2着	2年
看護上衣（冬）		2着	2年	

	ズボン	4着	3年
	靴下	40足	1年
	看護靴	2足	1年
	作業上衣	1着	3年
医療ソーシャルワーカー、医師事務補助その他患者に直接接する業務に従事する事務職員	事務服上下（夏）	2着	2年
	事務服上下（冬）	2着	2年

に改める。

附 則

この規程は、平成23年3月25日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,787人である。

平成23年3月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、173,224人である。

平成23年3月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年3月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知市選挙区 88,258人

室戸市、東洋町選挙区	5,741人
安芸市、芸西村選挙区	6,734人
南国市選挙区	13,325人
土佐市選挙区	8,144人
須崎市選挙区	6,854人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,542人
土佐清水市選挙区	4,672人
四万十市選挙区	9,870人
香南市選挙区	9,320人
香美市選挙区	8,016人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,518人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,084人
吾川郡選挙区	13,917人
高岡郡選挙区	18,432人
黒潮町選挙区	3,692人

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成23年4月6日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成23年3月16日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 書類の種類
平成23年3月2日付け権利取得及び明渡し of 裁決書
- 書類の交付を受ける者の住所及び氏名
吾川郡仁淀川町橘字シゲヒロ186番6の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者
居所不明。ただし、住民票住所
大阪府大阪市淀川区東三国二丁目12番48号 羽衣 荘
三本 千代子
住所及び氏名不明 亡三本万太の相続人